

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三〇日農林水産省令第一三号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

省令第一七号

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月二六日農林水産省令第五二号）

（施行期日）

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行前にされた特定農産加工業經營改善臨時措置法第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項の承認の申請であつて、この省令の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの处分については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年二月一日農林水産省令第六号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和六年六月二七日農林水産省令第三九号）

この省令は、特定農産加工業經營改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。